

ふじみ野市上福岡ゲートボール場条例新旧対照表

改正案	現行
<p><u>（利用時間）</u></p> <p>第2条 ゲートボール場の<u>利用時間</u>は、午前8時から午後5時までとする。 ただし、市長が必要と認める場合は、これを変更することができる。</p> <p><u>（利用者の範囲）</u></p> <p>第3条 ゲートボール場を<u>利用</u>することのできる者は、市内に住所を有する者とする。</p> <p>2 市長は、ゲートボール場の管理上支障がないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、市外に住所を有する者に<u>利用させる</u>ことができる。</p> <p><u>（利用の許可）</u></p> <p>第4条 ゲートボール場を<u>利用</u>しようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 市長は、第1項の許可をする場合において、ゲートボール場の管理のため必要があると認めるときは、条件を付して<u>利用させる</u>ことができる。</p> <p><u>（利用の制限等）</u></p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ゲートボール場の<u>利用</u>を制限し、又は<u>利用</u>の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) その<u>利用</u>が公の秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) その<u>利用</u>が営利を目的とした催しを行うおそれがあるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、ゲートボール場の管理上支障があると</p>	<p><u>（使用時間）</u></p> <p>第2条 ゲートボール場の<u>使用時間</u>は、午前8時から午後5時までとする。 ただし、市長が必要と認める場合は、これを変更することができる。</p> <p><u>（使用者の範囲）</u></p> <p>第3条 ゲートボール場を<u>使用</u>することのできる者は、市内に住所を有する者とする。</p> <p>2 市長は、ゲートボール場の管理上支障がないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、市外に住所を有する者に<u>使用させる</u>ことができる。</p> <p><u>（使用の許可）</u></p> <p>第4条 ゲートボール場を<u>使用</u>しようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 市長は、第1項の許可をする場合において、ゲートボール場の管理のため必要があると認めるときは、条件を付して<u>使用させる</u>ことができる。</p> <p><u>（使用の制限等）</u></p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ゲートボール場の<u>使用</u>を制限し、又は<u>使用</u>の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) その<u>使用</u>が公の秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) その<u>使用</u>が営利を目的とした催しを行うおそれがあるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、ゲートボール場の管理上支障があると</p>

認められるとき。

(使用料)

第6条 ゲートボール場の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に定めるところにより使用料を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料は無料とする。

- (1) 利用者が市内に住所を有する満60歳以上の者であるとき。
- (2) 利用者が属するゲートボール場の利用団体に、市内に住所を有する満60歳以上の者が含まれているとき。

(使用料の減免)

第7条 市長は、利用者がゲートボール場を公用又は公益を目的とする事業の用に供するために利用する場合で、必要があると認めるときは、前条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) ゲートボール場の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、ゲートボール場を利用することができないとき。
- (3) 利用者が使用料を納付した後、規則で定める日までに利用の取消しの届出を行ったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(原状回復の義務)

認められるとき。

(使用料)

第6条 ゲートボール場の使用の許可を受けた者(以下「使用権利者」という。)は、別表に定めるところにより使用料を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料は無料とする。

- (1) 使用権利者が市内に住所を有する満60歳以上のとき。
- (2) 使用権利者が属するゲートボール場の使用団体に、市内に住所を有する満60歳以上の者が含まれているとき。

(使用料の減免)

第7条 市長は、使用権利者がゲートボール場を公用又は公益を目的とする事業の用に供するために使用する場合で、必要があると認めるときは、前条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第9条 利用者は、ゲートボール場の利用が終了したときは、速やかに利用した施設又は設備を原状に復さなければならない。

第9条 使用者は、ゲートボール場の使用が終了したときは、速やかに使用した施設又は設備を原状に復さなければならない。